

茂中公第 10号  
令和6年3月18日

茂原市監査委員 風戸博恭 様  
茂原市監査委員 細谷菜穂子 様

茂原市教育委員会教育長 内田達也

監査結果に対する措置通知書

地方自治法第199条第14項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じたので、通知いたします。

(対 令和6年2月13日 付け茂監第81号)

教 育 部	公 民 館
監 査 結 果	
令和6年3月31日をもって中央公民館が廃止となることから、関係部署と協議しながら、中央公民館自主グループの受け入れ先の調整に努め、安心して活動できる場を迅速に確保されたい。	
措 置 内 容	
中央公民館が令和6年3月31日をもって廃止となることから、これまで中央公民館で活動していた自主グループが、他の施設でも引き続き活動できるよう、教育内はもとより福祉部等関係部署と協議し、東部台文化会館や福祉センターなどの活動場所を確保した。また、福祉部所管の施設を利用するにあたり、使用料は半額減免を受けられることになった。今後は各施設の規則に従って、自主グループの認定を受けることになる。	